

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(平成二十三年三月三十一日までの間における俸給の特別調整額に関する経過措置)

第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十条の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「新法」という。）第十条の二第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成二十年三月三十一日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第三条 平成二十年三月三十一日までの間においては、新法第十一条の八第一項第一号中「百分の六」とあ

るのは「百分の四」と、同項第二号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第四条 新法第十一条の八の規定は、平成十六年四月二日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合についても適用する。

この場合において、同条第一項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成十九年四月一日から当該異動等の日以後」とする。

(人事院規則への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「(給与法第十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削る。

(検察官の俸給等に関する法律等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「地域手当」の下に「、広域異動手当」を加える。

一 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)第四条

二 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第四条第二項

三 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第六条の五第二項

四 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第七条第三項

五 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第一百七号)

第五条第一項

六 独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第五十九条第三項

七 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十七条第三項

八 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律

第四十号)第十三条第二項ただし書

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第八条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改め、同条第二項中「第十一条の八第一項」を「第十一条の九第一項」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第九条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改め、同条第二項中「第十一条の八第一項」を「第十一条の九第一項」に改める。

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)

第十条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項」の下に「、第十一条の八第三項」を加える。

第十一条第四項中「地域手当」の下に「若しくは広域異動手当」を加える。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

附則第八十条中「対する新法第十一条の七第三項」の下に「、第十一条の八第三項」を加える。